

岐阜県立学校体育施設開放

利用の手引き

【利用団体用】

(令和6年4月～)

1 岐阜県立学校体育施設開放事業について

- (1) 事業目的, 開放施設と時間区分 P1
- (2) 施設の利用に要する経費 P1
- (3) 利用団体登録 P2~P3

2 利用申込について

- (1) 利用可能日掲載期間 P4
- (2) 利用申込期間 P4
- (3) 利用申込手続き P4
- (4) 利用の中止または変更 P4
- (5) 「参考」利用登録, 利用申込手続きの流れ P5~P6

3 開放施設利用に係る Q & A P7~P12

4 新 岐阜県立学校体育施設開放事業の申請について P13

5 関係様式 P14~P21

6 問い合わせ先 P22

1 岐阜県立学校体育施設開放事業について

(1) 事業目的, 開放施設と時間区分

【事業目的】

岐阜県立学校の体育施設を学校の教育活動に支障のない範囲で一般のスポーツ利用に供するための事業です。

【開放施設】・・・屋外運動場（グラウンド, テニスコート等）

【時間区分】・・・午前8時～12時, 午後13時～17時, 夜間~~18時～21時~~

※県立学校によっては学校の管理上一部の学校体育施設を開放しない場合があります。

※屋内運動場（体育館等）の開放については, 準備が整い次第開放する予定です。

※夜間の学校開放【時間区分】夜間18時～21時については, 準備が整い次第開放する予定です。

(2) 施設の利用に要する経費

岐阜県立学校体育施設の使用料は原則無償とします。

※今後開放を予定している, 岐阜県立学校体育施設の夜間開放, 屋内運動場開放に係る管理費（照明や冷暖房の利用に伴い生ずる電気代等に要する実費）については実費を徴収する予定です。

(3) 利用団体登録

岐阜県立学校体育施設の利用を希望する場合は、事前に岐阜県教育委員会体育健康課の利用団体登録が必要です。 ※ 1 回だけの利用の場合も、利用団体登録が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、利用団体登録できません。

- ①スポーツ活動を目的としていない場合
- ②構成員のうち県内に在住、在勤又は在学をする構成員が10人未満の場合
- ③成人の代表者がいない場合
- ④暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者が代表者又は構成員（体育施設を利用する予定の役員、監督、コーチ、選手、マネージャー、指導に携わる保護者等）がいる場合
- ⑤その他県教育委員会が不相当と認める場合

【申請に必要な書類】

①岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】

※必要事項を記入後、申請書の裏面に記載されている「開放施設利用に係る注意事項」の内容を必ず確認してください。

②岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】

③利用団体の規約（規則）がある場合は提出してください。

④代表者の本人確認ができる身分証明書のコピー

※提出いただいた個人情報は利用団体登録及び体育施設利用許可手続き以外には利用しません。

【その他】

- ・団体名、代表者などの登録申請書の内容に変更があった場合や構成員に変更があった場合は、変更申請が必要です。岐阜県教育委員会体育健康課に対して、新たに「岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】」を提出するとともに、「岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】」「代表者の本人確認ができる身分証明書のコピー」及び「利用団体の規約（規則）」を提出してください。

※「利用団体の規約（規則）」についてはある場合のみ提出してください。

- ・登録を廃止する場合は、「岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】」を提出してください。
- ・令和7年1月に移行予定の新県有施設予約システム（仮称）に利用手続きを移行する予定です。移行後の変更等の手続きについては、システム構築後に案内します。

【申請先】

申請先：岐阜県教育委員会体育健康課

申請方法：メール

T E L : 0 5 8 - 2 7 2 - 8 7 6 8

E-mail : c17769@pref.gifu.lg.jp

2 利用申込について

(1) 利用可能日掲載期間（県立学校体育施設の空き状況掲載期間）

利用前月20日～利用月19日まで

利用を希望する県立学校のホームページに掲載されている「岐阜県立学校体育施設利用可能日【様式4】」を確認してください。

(2) 利用申込期間

利用前月20日～利用月19日まで

(3) 利用申込手続き

利用団体の代表者は、「岐阜県立学校体育施設利用申込書【様式5-1】」に必要事項を記入し、利用を希望する県立学校にメールにて申込んでください。

※各学校の代表メールは県教育委員会ホームページに掲載しています。

※原則、利用希望日から1週間を切った申込については利用申込を受付けることができません。

(4) 利用の中止または変更

利用申込をした学校から「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6-1】」を受け取った後に利用を中止または変更することになった場合は、利用を予定している県立学校に利用の中止または変更内容をメールにて申し出るとともに「岐阜県立学校体育施設利用変更届出書【様式5-2】」を提出してください。

「参考」利用団体登録，利用申込手続き，利用報告の流れ

①利用団体登録申請

「岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】」，「岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】」，「申請者の本人確認ができる身分証明書のコピー」及び「利用団体の規約（規則）」を岐阜県教育員会体育健康課にメールにて申請してください。

※「利用団体の規約（規則）」についてはある場合のみ提出してください。

②利用団体登録の通知

岐阜県教育員会体育健康課から「岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について（通知）【様式2-1】または【様式2-2】」をメールにて受領

③県立学校体育施設の利用申込

承認された団体は，利用を希望する県立学校のホームページに掲載されている「岐阜県立学校体育施設利用可能日【様式4】」を確認

※ 原則、利用希望日から1週間を切った申込については利用申込を受付けることができません。

利用を希望する月の前月20日～利用月の19日までに「岐阜県立学校体育施設利用申込書【様式5-1】」を利用を希望する県立学校にメールにて提出

④利用許可通知

利用予定の県立学校から「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6-1】または【様式6-2】」をメールにて受領

⑤県立学校体育施設を利用

利用を許可された団体が県立学校体育施設を利用

(岐阜県立学校体育施設開放要綱などを遵守する。岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式 6-1】を持参する。)

⑥利用報告

利用後 7 日以内に「岐阜県立学校体育施設利用報告書【様式 7】」を利用した県立学校にメールにて提出

「参考」 利用手続きの流れ (利用予定月日：6月15日の場合)			
5月		6月	
日	スケジュール	日	スケジュール
1	団体登録申請 (随時)	1	
2	※県教育委員会の利用団体承認後利用申込可	2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	利用申込不可
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	利用予定日
16		16	利用報告書提出
17		17	
18		18	
19		19	
20	6月の空き状況公開 利用申込開始	20	7月の空き状況公開・申込み開始
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31			

3 開放施設利用に係るQ & A

「開放施設と利用時間」

Q1：岐阜県立学校体育施設の開放は、全ての県立学校で行っているのですか。

A1：全ての県立学校で行っています。

ただし、学校管理上、一部の学校体育施設を開放していない場合があります。

Q2：利用できる時間帯は何時～何時ですか。

A2：8時～17時までです。【時間区分】午前8時～12時、午後13時～17時

※学校の教育活動（部活動を含む）に支障のない時間帯で利用できます。

※【時間区分】午前、午後を続けて利用することもできます。

※夜間の学校開放【時間区分】18時～21時については現在利用できません。準備が整い次第

開放する予定です。

Q3：早朝利用はできるのですか。

A3：できません。

「利用団体登録」

Q4：初めて岐阜県立学校体育施設を利用したい場合は、どうすればいいのですか。

A4：「岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】」，「岐阜県立学校体育施設利用団体構成員

名簿【別紙】」（岐阜県教育委員会ホームページからダウンロード），「申請者の本人確認ができる

身分証明書のコピー」及び「利用団体の規約（規則）」を、岐阜県教育委員会体育健康課にメール

で申請してください。

※利用団体の規約はある場合のみ提出してください。

Q5：利用団体登録が出来ない場合は、ありますか。

A5：次のいずれかに該当する場合は、利用団体登録できません。

①スポーツ活動を目的としていない場合

②構成員のうち県内に在住、在勤又は在学をする構成員が10人未満の場合

③成人の代表者がいない場合

④暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者が代表者又は構成員（体育施設を利用する予定の役員、監督、コーチ、選手、マネージャー、指導に携わる保護者等）がいる場合

⑤その他県教育委員会が不相当と認める場合

Q6：年度途中でも利用団体登録申請はできるのですか。

A6：申請できます。

Q7：一度だけの利用でも利用団体登録が必要なのですか。

A7：必要です。

Q8：利用団体登録したら岐阜県内の全ての県立学校を利用できるのですか。

A8：利用できます。ただし、利用を希望する県立学校ごとに「岐阜県立学校体育施設利用申込書【様式5-1】」の提出が必要です。

Q9：利用団体登録内容（代表者の氏名、構成員、種目など）に変更がある場合は、どうすればいいのですか。

A9：岐阜県教育委員会体育健康課に対して変更申請をしてください。新たに「岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書【様式1】」を提出するとともに、変更の内容に応じて「岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】」、「申請者の本人確認ができる身分証明書のコピー」及び「利用団体の規約（規則）」を提出してください。

※「利用団体の規約（規則）」についてはある場合のみ提出してください。

Q10：利用団体登録の期限はあるのですか。更新手続きはどうしたらいいのですか。

A10：利用団体登録の期限はありません。また、更新手続きも必要ありません。

令和7年1月に新県有施設予約システム（仮称）に利用手続きを移行する予定です。移行後の登録番号が変わる可能性があります。手続き方法については、改めてお知らせします。

「利用申込み」

Q11：何か月前から申込ができるのですか。

A11：利用する前の月の20日から利用月の19日の間で申込ができます。

※原則、利用希望日から1週間を切った申込については利用申込を受付けることができません。

Q12：イベントや大会などで利用できるのですか。

A12：利用できません。

「利用の中止または変更」

Q13：利用を中止または変更したい場合は、どうすればいいのですか。

A13：利用許可を受けた県立学校に利用の中止または変更したい内容をメールにて申し出るとともに

「岐阜県立学校体育施設利用変更届出書【様式5-2】」をメールにて提出してください。なお、

下記に該当する場合は、届け出の必要はありません。

①利用を予定している学校の都合により、急に施設の利用ができなくなったとき。

②天災地変その他不可抗力により施設の利用ができなくなったとき。

Q14：雨天時の屋外運動場（グラウンドやテニスコート等）は利用できるのですか。

A14：利用できません。また、利用前に雨が上がっていても、屋外運動場（グラウンド、テニスコート

等）がぬかるんでいる場合は利用を中止してください。

Q15：利用中に雨が降り出した場合、屋外運動場（グラウンド、テニスコート等）の利用はできますか。

A15：直ちに利用を中止してください。

Q16：気象警報及び特別警報が予想される場合や発表（非常変災時含む）された場合、学校体育施設は

利用できますか。

A16：利用できません。

利用日前日に気象警報及び特別警報が発表された場合、学校体育施設は利用できません。

「利用時の注意」

Q17：校門の鍵は、どのようにして開けるのですか。

A17：校門の鍵番号を利用予定の県立学校から通知しますので「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6－1】」をご確認ください。

Q18：鍵を紛失した場合は、どうすればいいのですか。

A18：利用した県立学校に直ちに連絡してください。利用日当日、利用した県立学校に連絡がつかない場合は、翌日必ず連絡してください。鍵の作成や鍵交換費用は利用団体において弁償していただきます。

Q19：鍵を持って帰ってしまった場合、どうすればいいのですか。

A19：次に利用を予定している団体が利用できませんので、気付いた時点で直ちに返却してください。

Q20：学校の用具は、何が使えるのですか。

A20：学校の用具はつかえません。（清掃用具、グラウンド整備用具除く。）

Q21：利用後の清掃は、どこまですればいいのですか。

A21：学校の教育活動に支障が出ないよう確実に行ってください。グラウンドなどは、トンボやコートブラシにより整地を行い、トイレなどは、モップやほうきなどで清掃してください。ごみは必ず利用団体で持ち帰ってください。

Q22：開放施設及び貸与物品を破損、紛失した場合は、どうすればいいのですか。

A22：利用した県立学校へ直ちに連絡してください。利用日当日、利用した県立学校に連絡がつかない場合は、翌日必ず連絡してください。また、修理代金や購入費用は、利用団体において弁償していただきます。

Q23：開放施設及び貸与物品の破損を発見した場合は、どうすればいいのですか。

A23：利用した県立学校へ直ちに連絡してください。利用日当日、利用した県立学校に連絡がつかない場合は、翌日必ず連絡してください。

Q24：利用予定時間に他の団体が利用していた場合は、どうすればいいのですか。

A24：利用時には必ず「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6—1】」を持参してください。

持参した通知書を基に、互いの利用日時などを確認してください。誤って利用していた団体は、直ちに利用を中止してください。

Q25：事故や火災などが発生した場合は、どこに連絡すればいいですか。

A25：警察や消防に直ちに通報してください。その後、利用している県立学校に連絡してください。

また、利用日当日、利用した県立学校に連絡がつかない場合は、翌日必ず連絡してください。

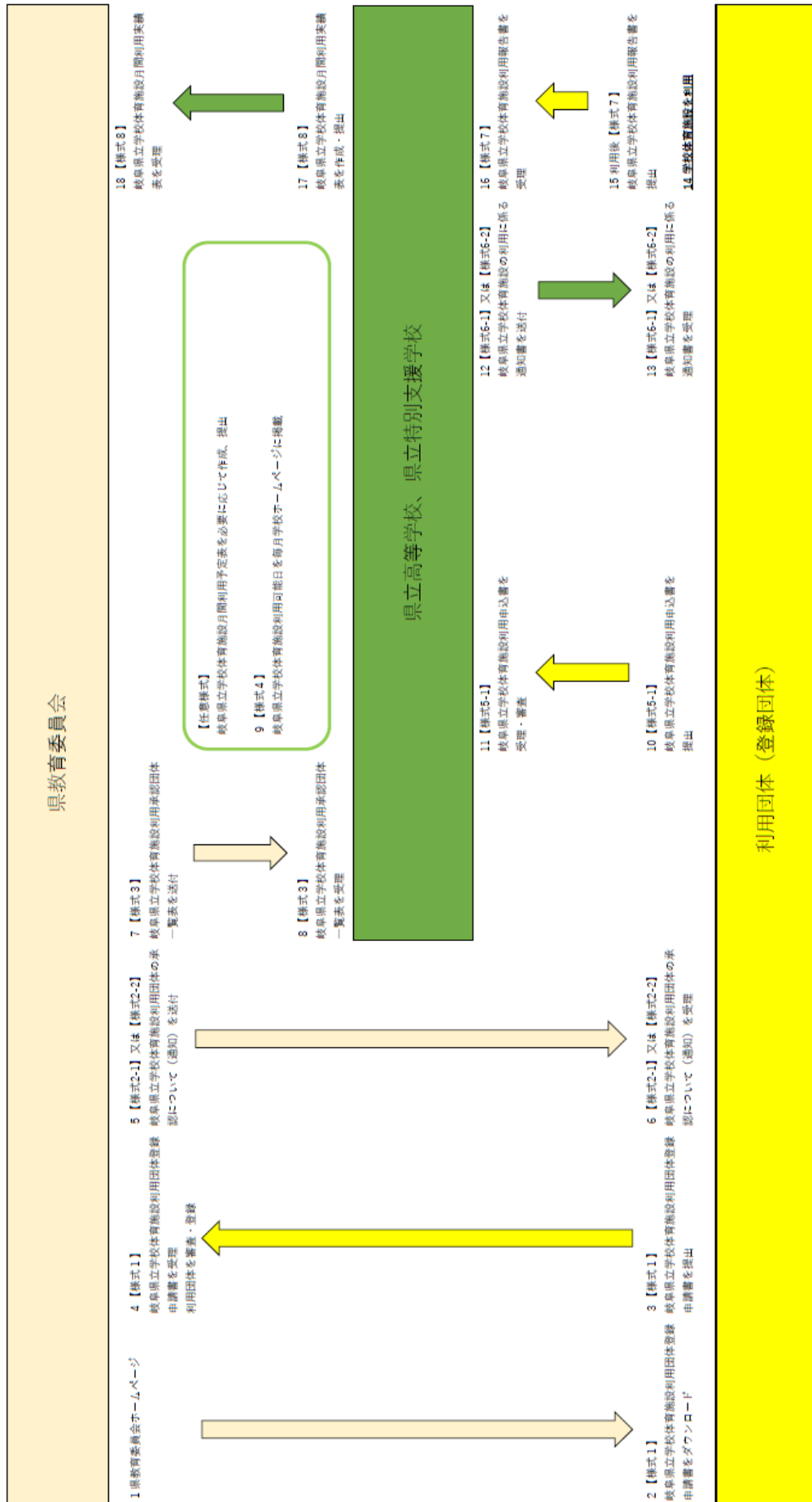
Q26：利用団体登録を抹消されるのはどのような場合ですか。

A26：「岐阜県立学校体育施設開放要綱」「岐阜県立学校体育施設開放利用の手引き【利用団体用】」等に

示されている注意事項をお守りいただけない場合や違反行為・迷惑行為等を確認した時は、一定期間利用を停止します。また、違反を繰り返した場合や特に悪質な違反があった場合については、利用団体登録を抹消します。

新 岐阜県立学校体育施設開放事業の申請について

【フロー図（概要）】



【様式1】

受付番号

申請日：令和 年 月 日

岐阜県立学校体育施設利用団体登録申請書

岐阜県教育委員会 教育長 様

岐阜県立学校体育施設開放事業に係わる学校体育施設の利用にあたっては、岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守いたしますので、下記のとおり岐阜県立学校体育施設の利用団体として登録を申請します。

登録区分		新規登録	登録情報変更	登録廃止
関する団体情報	ふりがな			
	団体の名称			
	住所	〒		
	利用の目的 (種目)			
団体代表者情報	ふりがな			年齢
	氏名			歳
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			
団体担当者情報	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			

【注意事項】

- 1 岐阜県立学校体育施設の予約を行うためには、利用を希望する県立学校で別途「岐阜県立学校体育施設利用申込書【様式5-1】」の提出が必要となります。
- 2 申請できる者は、スポーツ活動を目的とした県内に在住、在勤又は在学する構成員を10人以上有し、かつ、成人の代表者がいる者に限ります。
- 3 岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿【別紙】を作成し申請書と合わせて提出してください。
- 4 利用団体の規約（規則）がある場合は申請書と合わせて提出してください。
- 5 代表者の本人確認をするため下記の身分証明書のコピーを申請書と合わせて提出してください。
- 6 利用団体審査後、岐阜県教育委員会から岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について（通知）【様式2-1】又は【様式2-2】を送付します。
送付した承認の通知については、利用団体において保管してください。
- 7 本申請書及び必要書類はメールで岐阜県教育委員会体育健康課へ提出してください。送信先メールアドレス：c17769@pref.gifu.lg.jp
- 8 通知はメールで行います。岐阜県教育委員会体育健康課からの（c17769@pref.gifu.lg.jp）のメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信できるように設定してください。
- 9 提供いただいた個人情報は利用団体登録手続及び体育施設利用許可手続のみに利用します。

登録年月日	※ 令和 年 月 日	利用団体登録番号	※
-------	------------	----------	---

※登録年月日、登録番号については岐阜県教育委員会にて記入します。

代表者確認	免許証 健康保険証 学生証 住基カード その他（ ）	受付者	
-------	-------------------------------	-----	--

開放施設利用に係る注意事項

岐阜県立学校体育施設を利用するにあたり、下記の事項を遵守し、団体の構成員にも周知します。

記

- 1 岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守してください。
- 2 県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度[※]で利用してください。
※節度ある態度とは、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員に対しても、大声で怒鳴る、暴力をふるう等の粗暴な態度をとらないことを指します。
- 3 火気に注意し、敷地内及び学校周辺での喫煙はしないでください。
- 4 貴重品、脱衣等の管理は、利用団体で行ってください。
- 5 開放施設等は大切に利用し、利用後は清掃、後始末、原状回復（利用前と同様の状態）してください。
- 6 開放施設等を損傷又は亡失した場合は、その損害について利用団体が賠償してください。
- 7 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、県及び学校は負いかねます。
- 8 利用団体の代表者は、開放施設利用中の事故等の未然防止に努めてください。
- 9 利用中に起きた事故や開放施設等の損傷等が生じた場合は、速やかに利用していた学校に報告してください。
また、損傷等が生じた開放施設等は原状回復（弁償）してください。
- 10 自動車、自転車等については所定の場所を利用してください。（利用団体において整理員を配置し責任をもって整理してください。）
- 11 時間区分を厳守してください。午前8時～12時、午後13時～17時、夜間18時～21時
（準備、撤去は利用時間内に利用団体で行ってください。）
- 12 利用団体が使用する用具等は、利用団体において持参してください。
- 13 ごみは利用団体で持ち帰ってください。
- 14 緊急地震速報等があった場合は身の安全を確保する行動に努めてください。
- 15 その他、開放施設等の利用に関することについては、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従ってください。
- 16 学校行事等のため、利用許可を取消す場合がありますのでご承知おさください。
- 17 その他児童生徒の教育活動や管理上支障があるような利用はしないでください。
- 18 利用を予定している学校の学校体育施設紹介に記載されている注意事項等を必ずお読みください。

上記の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と相違していることが確認された場合は、利用の停止及び利用団体登録を取消す場合があります。

岐阜県立学校体育施設利用団体構成員名簿

<記入に関する注意事項>

- 1 構成員（県立学校体育施設を利用する予定の代表者、役員、監督、コーチ、選手、マネージャー、指導に携わる保護者等）全員をご記入ください。
- 2 名簿が不足する場合は複写してご記入ください。
- 3 カナ氏名・漢字氏名は、姓名の間にスペースを必ず入れてください。

通番	団体名		代表者氏名			性別	自宅住所	在勤先、在学先名称	在勤先、在学先住所	備考
	代表者又は役名	加氏名	漢字氏名	生年月日	元号					
記入例	会長	〒7 知多	岐阜 大部	年 月 日	R 6 3 19	男	岐阜市〇〇前〇丁目〇〇番地	(株)〇〇会社	各務原市〇〇前〇丁目〇〇番地	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

学校名：_____ 学校

令和 年【 月】岐阜県立学校体育施設利用可能日

○・・・利用可能日 x・・・利用不可日

日付	曜日	学校体育施設名					
		グラウンド		テニスコート			
		【午前】8:00~12:00	【午後】13:00~17:00	【午前】8:00~12:00	【午後】13:00~17:00	【午前】8:00~12:00	【午後】13:00~17:00
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火						
31	水						

※岐阜県立学校体育施設開放事業は学校教育に支障のない範囲で、一般のスポーツ利用に対して学校体育施設を貸し出す目的のための事業です。学校への無理な要望や問い合わせ等はお控えください。



岐阜県立 学校長 様

住 所 〒

団 体 名

担当者名

T E L () 携帯電話番号 ()

岐阜県立学校体育施設利用申込書

次のとおり岐阜県立学校体育施設の利用を申し込みます。

また、本申込書裏面の注意事項を確認しました。 (確認したら✓をお願いします。)

登録番号	<small>岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について(通知)【様式2-1】に掲載されている登録番号をご記入ください。</small>
代表者氏名	
利用の目的 (種目)	
利用予定人数	人
利用施設	
利用日時	令和 年 月 日 () 【時間区分】 午前 ・ 午後 ・ 夜間 (該当の時間区分に○を付けてください)
備 考	
受付(対応)者	※提出方法：本書に記入の上、各学校の代表メールあてに提出してください。 ※各学校の代表メールは県教育委員会ホームページに掲載していますのでご確認ください。 ※開放施設を利用する際は、「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6-1】」を必ず持参してください。

開放施設利用に係る注意事項

- 1 岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守してください。
- 2 県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度[※]で利用してください。
※節度ある態度とは、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員に対しても、大声で怒鳴る、暴力をふるう等の粗暴な態度をとらないことを指します。
- 3 火気に注意し、敷地内及び学校周辺での喫煙はしないでください。
- 4 貴重品、脱衣等の管理は、利用団体で行ってください。
- 5 開放施設等は大切に利用し、利用後は清掃、後始末、原状回復（利用前と同様の状態）してください。
- 6 開放施設等を損傷又は亡失した場合は、その損害について利用団体が賠償してください。
- 7 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、県及び学校は負いかねます。
- 8 利用団体の代表者は、開放施設利用中の事故等の未然防止に努めてください。
- 9 利用中に起きた事故や開放施設等の損傷等が生じた場合は、速やかに利用していた学校に報告してください。また、損傷等が生じた開放施設等は原状回復（弁償）してください。
- 10 自動車、自転車等については所定の場所を利用してください。
（利用団体において整理員を配置し責任をもって整理してください。）
- 11 時間区分を厳守してください。午前8時～12時、午後13時～17時、夜間18時～21時
（準備、撤去は利用時間内に利用団体で行ってください。）
- 12 利用団体が使用する用具等は、利用団体において持参してください。
- 13 ごみは利用団体で持ち帰ってください。
- 14 緊急地震速報等があった場合は身の安全を確保する行動に努めてください。
- 15 その他、開放施設等の利用に関することについては、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従ってください。
- 16 学校行事等のため、利用許可を取消す場合がありますのでご承知おきください。
- 17 その他児童生徒の教育活動や管理上支障があるような利用はしないでください。
- 18 利用を予定している学校の学校体育施設紹介に記載されている注意事項等を必ずお読みください。

岐阜県立 学校長 様

住 所 〒

団 体 名

担当者名

T E L () 携帯電話番号 ()

岐阜県立学校体育施設利用変更届出書

令和 年 月 日付で許可を受けた岐阜県立学校体育施設の利用について、
次のとおり岐阜県立学校体育施設の利用を変更・中止します。(該当に○)

登録番号	※岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について(通知)【様式2-1】に記載されている登録番号をご記入ください。
代表者氏名	
利用の目的 (種目)	
利用予定人数	人
利用施設	
変更日時	令和 年 月 日 () 【時間区分】 午前 ・ 午後 ・ 夜間 (該当の時間区分に○を付けてください)
理由	【変更・中止理由】
備考	
受付(対応)者	※提出方法：本用紙を記入し各学校の代表メールに提出してください。 ※各学校の代表メールは県教育委員会ホームページに掲載していますのでご確認ください。 ※利用予定人数のみ変更する場合は本書の届出は不要です。

岐阜県立学校体育施設利用報告書

登録番号		
学校名（利用施設名）		
利用年月日	令和 年 月 日（ ）曜日	
日時	時 分 ～ 時 分 【 時間区分：午前・午後・夜間 】該当時間区分に○	
利用の目的 （種目）		
利用者	団体の名称	報告者氏名
利用者人数	人	
使用した附属施設等 （トイレ等）		
点検項目 （点検項目に☑）	<input type="checkbox"/> 附属設備等は元の位置に戻しましたか。	
	<input type="checkbox"/> 利用した施設の整備、清掃はしましたか。	
	<input type="checkbox"/> 忘れ物はありませんか。	
	<input type="checkbox"/> 校門の施錠はしましたか。	
気づかれたことを 記入してください		
※提出方法：本用紙を記入し利用後7日間以内に各学校の代表メールに提出してください。 ※各学校の代表メールは県教育委員会ホームページに掲載していますのでご確認ください。		



【問い合わせ先】

岐阜県教育委員会体育健康課

住 所： 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

T E L : 058-272-8768 / F A X : 058-278-3542